

第6回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会

日 時：平成 25 年 3 月 4 日（月）16:30～17:00

場 所：議事堂 3 階 301 委員会室

出席者：三重県飲酒運転防止に関する条例検討会委員 9 人

資料：第 6 回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

資料 1 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の状況に係る調査票

資料 2 正副座長たたき台案

資料 3 イメージ図

1 他県条例の調査結果

委員：それでは、お疲れのところ大変に申し訳ありません。ただ今から、第 6 回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を開催いたします。今日は 16 時半を過ぎてからの開会でございますが、少しでも進めるとい意味で開会させていただきました。17 時までには今日の検討会についてはもう終わりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。まず、他県の条例の調査につきまして、報告を求めたいと思います。福岡県に対しては、文書により照会を行わせていただきました。また、宮城県及び山形県につきましては、2 月 18、19 日に参加できる委員の方と調査に行き参りました。はじめに、福岡県の調査結果、その概要につきまして事務局より報告をさせ、その後、私の方から宮城県及び山形県の調査結果について報告をさせていただきますと思います。では、事務局の方から福岡県の調査についてよろしく申し上げます。

事務局：【資料 1 を説明】

委員：ありがとうございました。続きまして、私の方から宮城県及び山形県の調査結果について報告をさせていただきます。宮城県については 7 名の委員が、さらには、山形県については私と副座長の方で調査をさせていただきました。資料がなくて恐縮ですが、口頭で説明をさせていただきます。まず、宮城県におきまして、委員より条例第 4 条第 3 項の県民の通報努力義務の通報件数がどれくらいあるのかとの質問があり、それについては、件数の統計はとっていない、感覚としても通報件数が増えたかは分からない、この規定に基づいて県民全体に対し何か必要な働きかけは特に行っていない、との回答をいただきました。また、委員からは、条例第 15 条の重点区域の指定基準、この件についてもう少し詳しく説明をしていただきたいとの質問があり、それ

については、登米市を新たに追加したわけですが、他の重点区域と同じくらいの飲食店数、事故件数等があるかを目安とし、新たに重点区域に指定したとの回答をいただきました。さらには、同じく委員から、条例第 16 条の表彰規定ですが、この表彰を行った事例はあるのかとの質問があり、それについては、過去に仙台育英高校の 1 件だけ、ここはいわゆる高校生が飲酒運転事故で亡くなった高校であります、飲酒運転の根絶に関し、この高校が積極的な取組を行っているということで、表彰した事例があるとの回答をいただきました。委員からは、条例第 11 条の情報提供の効果についての質問があり、それについては、情報提供先が情報を活かした対策を講じていないというのが課題としてあると、情報を提供しているが、その情報提供先がその情報を活かした上での対策を講じていないと、そこが課題であるとの回答をいただきました。委員からは、条例第 15 条重点区域の指定の際に、その指定区域となる飲食店等から意見はあったかという質問があり、それについては、特段意見はなかったとの回答をいただきました。また、委員からは、情報提供におけるデータ分析、これは県警と知事部局のどちらが行っているのかという質問があり、それについては、県警がデータ分析を行っているという回答をいただきました。委員の方からは、同じくこれも情報提供ですが、条例第 11 条の情報提供にどういう効果を期待しているのかという質問があり、それについては、主にその情報提供をした企業等における社内教育などを期待しているという回答をいただきました。私の方からは、法律による厳罰化以降の減少の鈍化、いわゆる厳罰化の限界についての認識はあるかとの質問をし、それについては、常習者やアルコール依存症者等の対策が必要かと思われる、条例にもう少し踏み込んだ対策が必要か検討しているとの回答をいただきました。最後、事務局からの質問で、その中で条例制定の契機となった重大事件がなく、条例が制定されたと仮定した場合、同じような効果があったと思われるかとの質問があり、それについては、重大事故が飲酒運転に特化した条例制定の一つの要因になったと言える、重大事故がなかった場合、この条例の制定はなかったかもしれないという回答をいただきました。また、19 日に山形県で調査をしたわけですが、私と副座長で調査に行かせていただきました。そこでの私からの質問として、条例第 8 条、ここも情報提供ですが、情報提供について主語は県となっているが、県警が情報提供を行っているのかとの質問をし、それについては、県民に情報を提供しているのは県警であり、県警がその傾向なども毎年分析をしているとの回答をいただきました。また、条例第 9 条の特定事業者の努力義務について、制定の際に事業者から意見はなかったのかとの質問をし、それにつ

いては、県警から指導がしやすいということで特定事業者の努力義務を入れていただきたいという要望があったという回答があり、また、パブリックコメント等だけでなく、その事業者に文書を送付したりして、意見も聴取したとの回答をいただきました。また、山形県の一つの特徴と言っておりました、代行運転業が進んでいるかとの質問をし、それについては、山形県の代行運転業は220件から230件の業者が登録しているということで、公共交通機関が発達していないことも原因としてあり、代行運転を利用している人は多いと思われるという回答をいただき、数字上も三重県より登録業者は多いということが分かりました。副座長からの質問においては、県民の通報努力について議論はあったかとの質問をし、それについては、制定時その通報努力を入れるかどうかの議論はなかったとの回答をいただきました。さらには、代行運転業者に対して、財政的な支援等を行っているのかとの質問をし、それについては、財政的な支援は行っていないとの回答をいただきました。その他、もろもろ質問等、本当に活発な議論をしていただいたわけですが、主なやりとりについては以上でございます。調査に参加された委員の方から、今私が紹介させていただいた以外にご意見、ご発言等ありましたら、よろしく願いをいたします。調査に行かれた方でどうでしょうか。

委員：宮城県の方でも県民の通報責務について、質問をしたところですが、特段それに対する取組を行っていないという回答でした。特に県民が通報していないということで何か問題になったこともないという回答があったのと、今後の課題ということで、宮城県として、福岡県と同様に過料を科すという必要性も検討しているとか、私どもが今取り組もうとしている常習飲酒、大量飲酒、アルコール依存症への対応についても考えていきたい、という話がありました。あと自転車について、宮城県では条例の対象になっていないが、対象としていくことも検討しているという回答があったことも補足させていただきます。

委員：ありがとうございます。その他どうでしょうか、参加された方。だいたいよろしいですか。先ほどの調査報告についてご意見、ご質問等ありましたら、特に福岡県については文書による調査ですので、ご質問、ご意見等ありましたら、いかがでしょうか。

委員：福岡県の1(1)の「福岡県内の精神科病院8病院を指定」ということですがけれども、その地域的な所在というか、その辺りをもしご存じであれば、県内まんべんなくという状況になっているのかということと、精神科病院だから指定しているのか、精神科の中でも学会の認定する認定医がおみえになるとか、在籍しているとか、その中でも基準を設けているのかどうか、もしご存じであったら教えていただけますか。

事務局：文書質問ですので、これだけしか質問しておりませんが、また次回までに確認をしてご報告させていただきます。

委員：これはエリアのバランス的な問題を知りたいということですか。

委員：はい。それと精神科というだけで指定できるかというところに少し疑問があります。

委員：その辺のところ、さらなる調査をよろしく願いをいたします。他どうですか、ご質問、ご意見等。

委員：通報は両県とも努力が義務か、どちらかに入っているのですか。

委員：宮城県は努力ということで明記されており、それに対する効果があるのかどうかという質問をさせていただきました。山形県は入っていない、制定時にその議論がされたかどうかということで、その議論はなかったという回答をいただいたということです。他どうですか。だいたいこの調査結果につきましてはよろしいでしょうか。

2 正副座長たたき台案の検討

委員：それではこの調査結果を受けて、正副座長たたき台案の検討に移りたいと思います。資料2をご覧ください。まず、確認ですが、前回の第5回検討会でまとめた事項につきましては、四角の枠線で囲んである【第5回検討結果】というところで示させていただいております。前文並びに目的については全体の内容を確定後、検討を行うと。それから、3(1)県の責務につきましてはア、イともに案通りと、そして囲みのところの市町との連携については規定をしない。ただし、個別的議論の中で今後必要が生じた場合は再度議論を行うということでまとめたところです。その上で、3(2)県民の努力につきましては、前回皆さまから議論をいただき、県外調査を受けた上で、どの程度まで盛り込むかということで、施策への協力、施策への協力+自主的な取組、施策への協力+自主的な取組+通報、を決めていただきたいと思います。この部分を確定させて、本日の検討会を終わりたいと思っております。この部分についてご意見等ありますでしょうか。私の方から少し方向性を述べさせていただいてもよろしいですか。この件につきましては、宮城県で、まさしく委員からご質問いただいたところでありました。しかし、この件数がどれくらいあるかという統計をとっていないとか、これがどのような状況に効果を示しているかということもあまり認識をしていない、という話がありました。また、山形県においてはその議論もなかったということでありました。そういった状況を考えますと、本県において、前回の皆さんの議論等を鑑みの中で、とさせていただきます。この通報努力義務については、明記まではしないというところでまとめさせていただければと思いますが、いかがでし

ようか。皆さまのご意見を賜りたいと思います。

委員：前回のときも ということを申し上げました。さらに、3(2) 県民の努力で県の実施する施策に対しての協力となっていますが、県民自ら飲酒運転をしないというのが一番中心の話なので、県民の「努力」ではなくて、県民の「責務」にしてほしいと思うのと、「施策への協力+自主的な取組」の順を、「自主的な取組+施策への協力」という順にしてはどうかと思います。

委員：分かりました。他どうですか。

委員：通報に関しましては、私も でよいかと。基本的には「しない、させない、許さない」というところが道路交通法においても規定をされていますので、それに基づく本条例ですし、自主的な取組を県民に対して求めていく中に包含しているというふうを受け止めて、また逐条解説などで触れられればいいのかと。条例上は、明文化するところまでは必要ないというふうを考えております。

委員：ありがとうございます。他いかがでしょうか。そうしましたら、その方向でよろしいですか。それで、今、委員から提案のありました名称、県民の努力を責務に変えるかどうかということに関しては、3(3)の事業者についてもたたき台案では、努力とさせていただきます。私の思いとしては、この2つの内容を固めてから、表記を努力にするのか、責務にするのか、2つ合わせて決めさせていただければと思いますので、そういった形でよろしいですか。あと、施策への協力が先ではなくて、自主的な取組を先にしてはどうかということに関しましても、その思いも汲みながら他県の例とか、法規的な面でどういう書き方ができるかということも含めて少し正副にお任せをいただければと思いますけれども、それが、もうそれも含めて決めてしまおうということで行くのか、その辺どうでしょうか。お任せいただいてもいいですか。その思いも汲みながら、まず までということは決めさせていただいてよろしいですか。そうしましたら、確認をいたします。3(2) 県民の努力につきましても、当初たたき台案では「県民は、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。」ということで、施策への協力までの表記となっておりましたが、それに県民の自主的な取組までも表記すると。 通報努力義務までは明記をしないということで確認をさせていただきます。そして、県民の努力という表記に関しては、事業者の努力、この中身を議論した上で、その内容に鑑み、責務という表記にするのか、努力という表記にするのか、その段階で議論させていただきたいと思います。そして、施策への協力と自主的な取組をどのように並べるかにつきましても、他県の例、

さらには法規的な問題等含めて、正副にお任せをいただいて、次回の段階でお示しをさせていただきたいと思いますので、そのようにこの3(2)県民の努力については決定をさせていただきたいと思います。そうしましたら、この後さらに、事業者の努力等にいきたいわけですが、中身に入りますと17時を超えてしまいます。ここから以降につきましては、3月8日の第7回の検討会で皆さまの議論をさせていただきたいと思いますが、その方向でよろしいですか。次回は少し時間がある中での議論ができると思います。3(3)事業者の努力について、特にどの程度まで盛り込むか、この部分についてご議論をいただくのと、それに付随して、公務者の率先垂範、これは県の責務に付随するわけですが、これを明記するのかどうか。ないしは、4基本方針、この辺りぐらいまでいきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いをいたします。それ以外、皆さまから何かございますか。

委員：さっき山形県での話で、特定事業者を規定することについては、県警の方から指導しやすいので、特定事業者というのを定めてほしいと要望があったということでしょうか。

委員：私が質問した中で、特定事業者の努力義務をなぜ入れたのかというところで、山形県からは県警から特定事業者、いわゆるお店等に指導がしやすいということで、県警の方からこの内容を入れてほしいという要望があったという回答をいただいております。

委員：ありがとうございます。

委員：山形県の代行運転が活発であるという中で、財政支援はしていないということですが、そういう風土を醸成するようなことを、県として他に取組をしているという話がありましたか。

委員：ここについては、県が積極的に代行業を推進してきた雰囲気ではないという感じでした。公共交通機関が発達していないことで、その必要性から進んできたのではないかとということと、職員の方々の実感としても、代行業を自然に使用している人が本県は多いと回答をいただいています。ゆえに、財政的支援をするまでもなく、非常に多くの登録業者があり、使用者も多いという回答でした。

委員：ありがとうございました。

委員：その他よろしいですか。では、次回はそのような方向で議論を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。今日は確実に半歩進める検討会、議論をさせていただきました。大変にありがとうございました。以上で第6回の検討

会を終了いたします。

(終了)